

○野洲市社会教育委員条例

平成16年10月 1 日

条例第89号

改正 平成26年 3 月27日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(平26条例 6 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年条例第 6 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

○野洲市社会教育委員会議規則

平成16年10月 1 日
教育委員会規則第32号

(趣旨)

第 1 条 野洲市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 3 条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(開催)

第 4 条 会議は、必要に応じ随時開催する。

(議決)

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席等)

第 6 条 委員長は、議案その他に関し必要あるときは、教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

第 7 条 教育委員会事務局職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 8 条 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。